

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定は、堺市立堺高等学校全日制同窓会（以下、当会という）の組織について定めるものである。当会の組織は、本規定に基づき構成されなければならない。

第 2 条 本規定の改廃は、役員会の諮問によって決定のこと。

第 2 章 執 行 機 関 と 補 助 機 関

第 3 条 当会には、執行機関として会長を 1 名置く。以下の権限と職務を与える。一部を副会長または本部長に権限委譲することができるが、委譲する場合は担当を明確にし、会員に周知すること。同じ権限を複数人に与えることはできない。

(1) 権限

- ①議決機関招集権
- ②副会長以下役員等の任命権および罷免権
- ③本規定改廃案の役員会提出権
- ④その他職責を全うするために必要性が明確である権限の行使

(2) 職務

- ①会務の全体統括
- ②学校との連携
- ③事業の見直し、新規事業の立案等
- ④その他、会の代表者としての職務

第 4 条 会長の補助機関を以下のとおり設置する。

- (1) 副会長 若干名を置く。会の全体統括を補助する。会長の指示により、特に困難な案件を担当する場合がある。
- (2) 運営本部 本部長を 1 名置き、運営に関わる事業を統括する。配下には次のとおり部を置く。
 - ①財務部 当会の財務を総括する。
 - ②監査部 当会運営状況を監視する。
 - ③広報事業部 当会の広報を担当する。

堺市立堺高等学校全日制同窓会 組 織 規 定

(3) 事業本部 本部長を1名置き、当会の各事業を統括する。配下には次のとおり部を置く。

- ①総務部 委員会運営、各種文書管理、他部に属さない事業を担当する。
- ②交流事業部 イベント企画、実施を担当する。
- ③支部 支部取扱規程に規定の事業を行う。

第5条 会長は、会長経験者の中から総会議長を委嘱することができる。原則、前任の会長を充てるが特別な事情がある場合はこの限りでない。総会議長の職務は以下のとおりとする。なお、会長以下の役員による兼任はできない。任期は役員任期に準ずる。執行機関および補助機関の指揮監督はできない。

- (1) 総会の議事進行および総会議事の最終決定（多数決実施等）
- (2) 会長に対する助言および引き継ぎ等

第6条 会長は、学校との連携をより深めるため、次の特別職を設置する。任期は定めない。執行機関および補助機関の指揮監督はできない。

- (1) 名誉会長 会長に助言する。学校長を推す。
- (2) 顧問 会長に助言する。学校推薦の者を推す。

第7条 役員の兼任は原則できないものとする。ただし、やむを得ない場合、以下に掲げる兼任は妨げないが、専任業務に支障がないようにすること。会長は、役員や部長に欠員が生じた場合、一時的に兼任することができるが常態を目的としたものは認めない。

- (1)副会長の職にある者の本部長、支部長、部長の兼任
- (2)本部長の職にある者の部長、支部長兼任
- (3)部長の職にある者の支部長兼任

第8条 部の業務分掌を、次の通り定める。

- (1) 交流事業部
 - ①周年事業計画および実施に関すること
 - ②周年事業以外の交流事業計画および実施に関すること
 - ③周年事業等に関わる連絡体制構築等に関すること
 - ④その他交流事業の特命事項に関すること

(2)広報事業部

- ①同窓会運営の広報手段構築に関する事
- ②広報手段の維持管理等に関する事
- ③広報手段の見直しに関する事
- ④その他広報事業の特命事項に関する事

(3)財務部

- ①同窓会収支管理に関する事
- ②独自財源の開拓に関する事
- ③支部財務の総括に関する事
- ④その他財務に関わる特命事項に関する事

(4)監査部

- ①決算報告時の会計監査に関する事
- ②緊急時の監査対応に関する事
- ③その他監査に関わる特命事項に関する事

(5)総務部

- ①議事録作成および管理に関する事
- ②会員名簿管理に関する事
- ③各種通知文書作成および発送ならびに管理に関する事
- ④その他各所管部署に属さない事項に関する事

(6)支部

支部については、支部取扱規定に準ずる。

第 9 条 支部を除く部には部長を 1 名置き、部業務の総括をさせる。部長の補佐をするものとして次長を 1 名置き、部長有事の際は職務を代理させる。

第 10 条 役員会は、次の役員で構成するものとし、記載のないものは準役員とする。

- (1)会長 決裁権者で、最終決定権を持つ。
- (2)副会長 会長有事の際は代理決裁権を持つ。
- (3)本部長 懸案事項等を提出し、各種議案の議論をする。

第 11 条 役員等の任命および罷免は次の通りとする。

- (1)会長 ①任命
正会員より選挙で選出。新年度開始に影響のない期間で選挙のこと。

堺市立堺高等学校全日制同窓会 組 織 規 定

② 罷免

役員の過半数による罷免決議

(2) 役員 ① 任命および罷免

第 3 条 1 項に基づき正会員理事から任命する。ただし、会長が推薦する正会員から選出する場合がある。

(3) 準役員 役員に準ずる。

(4) 支部役員 支部長に任命権を与える。任命後は会長に報告し、正会員に周知のこと。

第 12 条 会長および役員任期は 3 年とし、就任年度 4 月 1 日より、最終年度 3 月 31 日までとする。欠員が生じた場合、会長が速やかに後任を任命する。後任は速やかに前任の任期を引き継ぐこと。名誉会長および顧問ならびに総会議長はこの限りでない。問題が生じた場合、前任者に責を負わせる場合がある。

第 13 条 理事は、各学年の組ごとに 1 名程度選出のこと。理事交代の場合、後任をあらかじめ選出したうえで速やかに事務局に届け出ること。理事の任期は特に定めない。

第 14 条 理事は、役員および準役員の補助をする。特に正会員間の連絡にあたること。役員および準役員の任命は、理事を優先して実施する。調整がつかない場合はこの限りでない。

第 15 条 会長は、組織変更の実施や人事権を行使した場合、総会で報告しなければならない。総会での報告は年度当初のもののみとし、その他期間中のものは公式ホームページに掲載すること。

第 16 条 役員および準役員の再選は妨げない。

第 17 条 会長は、特別な事業を開始するにあたり、設置されている補助機関と別の補助機関を臨時に設置することができる。本部格とし、既存の補助機関を臨時に配下に置くことも可能とする。その事業が終了すれば、速やかに廃止すること。

附則 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日施行する。